

山形県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の分限の手續及び効果に関する条例

令和2年2月13日

条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項の規定に基づき、会計年度任用職員（以下「職員」という。）の意に反する免職及び休職の手續及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。

(免職及び休職の手續)

第2条 広域連合長は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を免職する場合又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合には、医師2人を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

2 職員の意に反する免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

3 前項の規定により書面を交付する場合において、当該職員の所在が知れないときは、書面に記載された内容を山形県後期高齢者医療広域連合公告式条例（平成19年形広連条例第1号）第2条第3項に規定する掲示場に掲示することをもって書面の交付に代えることができる。この場合において、その掲示した日から起算して2週間を経過した日に、書面が当該職員に交付されたものとみなす。

(休職の期間及び効果)

第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、1年を超えない範囲内において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について広域連合長が定める。

2 広域連合長は、前項の規定による休職の期間中であっても、その事故が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。

3 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

第4条 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

2 休職者は、休職の期間中、条例に別段の定めがない限り、いかなる給与も支給されない。

(委任)

第5条 この条例の実施に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。